

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態

◎ 下記①・②のいずれかに該当した場合、介護年金・介護一時金をお支払いします。

	① 公的介護保険制度で 要介護2以上と認定	② 当社所定の要介護状態が 180日を超えて継続
被保険者の年齢	公的介護保険制度【要介護2以上】	当社所定の要介護状態
65歳以上	要介護状態になった 原因を問わず対象	年齢を問わず対象
40～64歳以下	要介護状態になった 原因は下表の特定疾病に限定	
40歳未満	支払対象外 (40歳未満は公的介護保険制度の対象外)	

特定疾病				
<ul style="list-style-type: none"> ・がん(末期) ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 	<ul style="list-style-type: none"> ・初老期における認知症 ・進行性核上性麻痺、 大脳皮質基底核変性症及び パーキンソン病 (パーキンソン病関連疾患) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 ・多系統萎縮症 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患 ・閉塞性動脈硬化症 	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に 著しい変形を伴う 変形性関節症

2021年6月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村等の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

① 公的介護保険制度の要介護2以上

身体状態の目安(例)

軽度

重度

要介護2 (軽度の介護)	要介護3 (中等度の介護)	要介護4 (重度の介護)	要介護5 (最重度の介護)
<p>食事や排泄に何らかの介助が必要な場合がある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。</p> 	<p>食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。</p> 	<p>食事に一部介助が必要。排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。</p> 	<p>食事や排泄がひとりできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下し、歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。</p> 

出典:公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)

② 当社所定の要介護状態

つぎの①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。

- 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない イ.衣服の着脱が自分ではできない ウ.入浴が自分ではできない
エ.食物の摂取が自分ではできない オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。